

2019年G20大阪サミット期間中の 運営体制等について

(令和元年6月13日)

大阪府政策企画部サミット協力室
大阪市経済戦略局サミット協力室

サミット期間中の国・協議会等の役割の基本的考え方（整理）

【通常時】

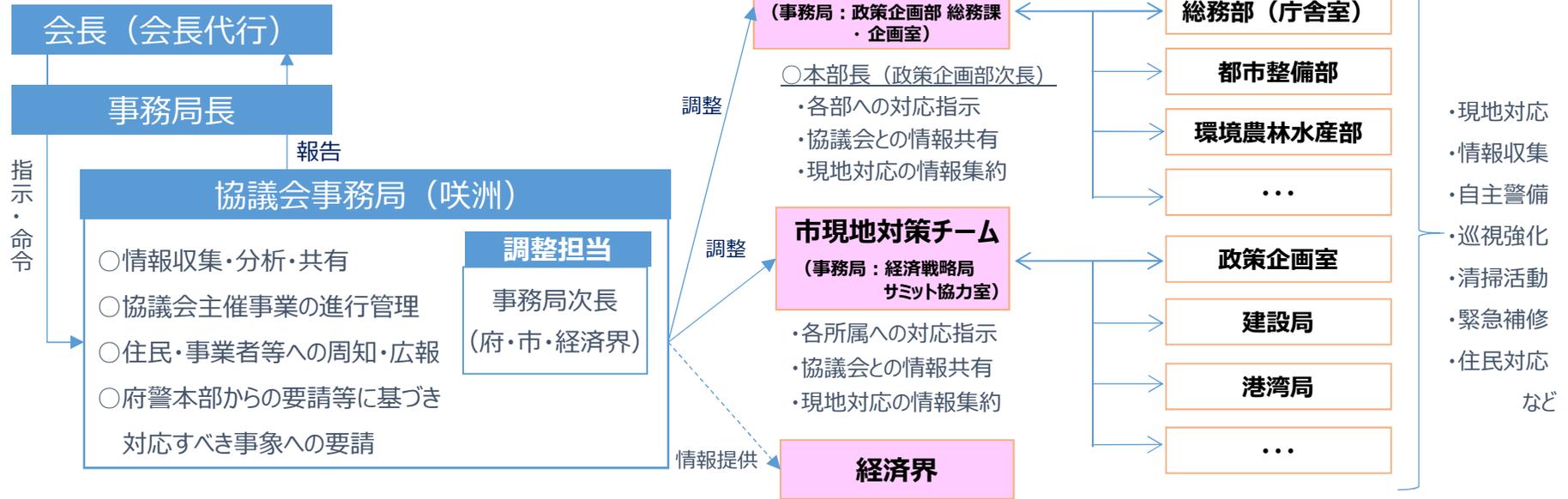
対応主体		役割
国	内閣官房	・サミットの諸行事に関する必要な判断・指示
	G20サミット事務局	・サミットの諸行事の進行管理（必要に応じ内閣総理大臣の判断・指示）
	現地医療対策本部	・要人等の疾病への対応等
地元	知事・市長	・協議会会長（会長代行）として、協議会の取組みの必要な判断・指示
	協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会主催事業の進行管理 ・外部からの要請等に基づき対応すべき事象への要請 ・サミット全般の情報収集 ・住民・事業者等への周知・広報

【危機事象発生時】

対応主体		役割
国	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・サミットの諸行事について、実施・継続の可否を判断 ※国民保護事象発生の場合は、内閣総理大臣が対策本部長としての対応
	G20サミット事務局	・内閣官房の判断に基づくサミット諸事象への対応
	消防統括警戒本部	・要人等の救出・救護等
	現地医療対策本部	・要人等の疾病への対応等
地元	知事・市長	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護事象発生の場合は、国の指揮のもと必要に応じて対応 ・地震、台風など災害対策本部が設置される場合は、本部長としての対応
	協議会	・サミット諸行事に関する国の対応等の情報収集ほか

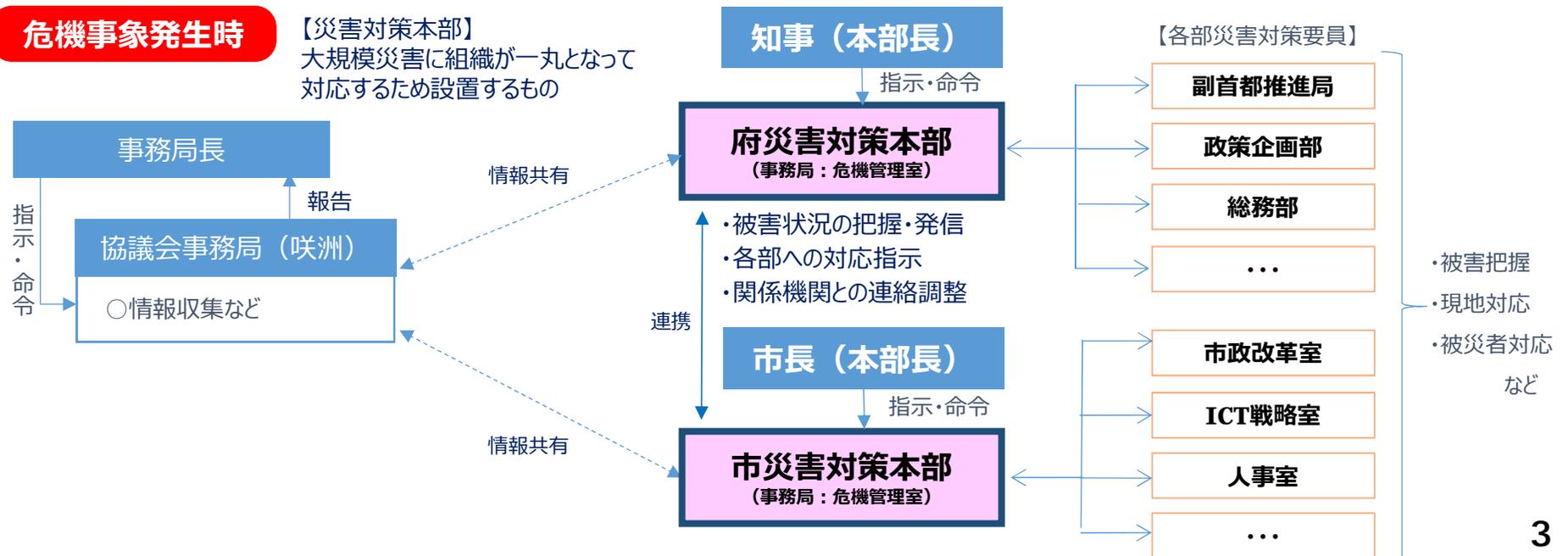
G20大阪サミット運営体制図（協議会・府市関係部局）

通常時



危機事象発生時

【災害対策本部】
 大規模災害に組織が一丸となって対応するため設置するもの



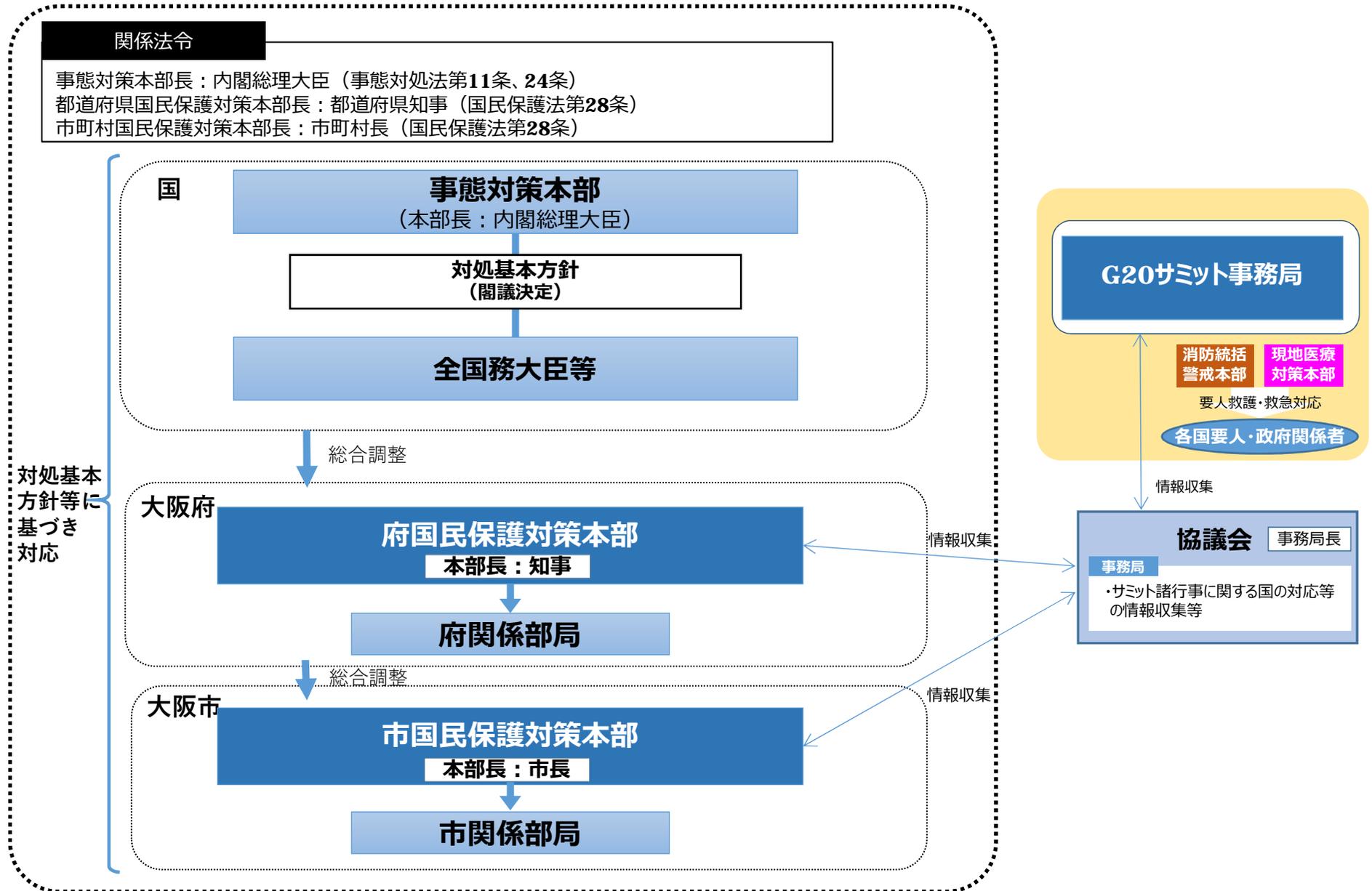
サミット期間中の要対応事象例

◇サミット期間中、う回9エリアを中心に、下記のような事象が緊急的に発生する恐れがある。
外部からの要請等があった場合、適時適切な対応がとれるよう、職員の配置や連絡体制等について、
万全の措置をお願いしておく。

事象	対応主体	具体的な対応例
① 廃棄物投棄	府・市施設管理者	対象物の速やかな除却 等
② 道路、河川等破損	〃	現地確認、安全確保（緊急補修含む）等
③ 府・市保有施設での警戒警備	〃	自主警備の強化 等
④ 府・市保有施設での届出のない集会など	〃	現地確認 等

※上記のほか、住民・事業者等からの問い合わせ等への対応については、府市関係部局と府市サミット協力室が協力して行う。

国民保護事象等発生時フロー図



非常災害発生時フロー図

災害対策基本法

非常災害対策本部長：国務大臣（第25条）、緊急災害対策本部長：内閣総理大臣（第28条の3）
 都道府県災害対策本部長：都道府県知事（第23条）
 市町村災害対策本部長：市町村長（第23条の2）

